

# 孝謙天皇即位

孝謙天皇(七一八〜七七〇)。在位七四九〜

七五八)は、聖武天皇の第二皇女で、母は光

明皇后である。諱を阿倍内親王という。

聖武天皇と光明皇后との間に生まれた皇太子(同

母弟の長男基王)は、七二八年二歳で早死した。

それから後十年間で皇太子を立てることは行なわれな

かったが、天平十年(七三八)に阿倍内親王

を皇太子と定められた。女子の立太子とい

ては初見である。

天平勝宝元年(七四九)七月二日、阿倍内

親王(孝謙天皇)は、聖武天皇の譲りを受け

て即位された。(「世界大百科事典」平凡社

「孝謙天皇」)。『広辞苑』「孝謙天皇」。「光

明皇后」瀧浪貞子。中央公論新社。二〇一七

年一〇月二五日発行。はしがき。五五頁参

照)

\*



八幡神、東大寺へ向かう

孝謙天皇の天平勝宝元年(七四九)十一月

十九日、つまり、大仏の鑄造が終つて

約一个月後に、宇佐の八幡大神が、自ら、

京へ向かう。という託宣を降せられた。へ続紀。古

代の日本(3)九州、角川書店、三一〇頁参

照) 宇佐の八幡大神は、比咩神(三女神)と

ともに馬城峯山頂を後にして、船で東へ

向かわれた。と考へてみた。第9表へ八幡宮の変遷の歴史(参照)

なお、先に述べたように、肥後国の菱形池(合志の西方)熊ノ岳山塊東

麓の円台寺の辺に出現された。一かし、八幡神は、聖武天皇の神亀二年



馬城峯山頂  
③434° 社幸大親  
③427° 559°

カハ(27)  
難力請 5.325° - 3/3  
③427° 6分  
三女神宇佐→馬城

③432°  
③422° タイトル

③425°  
3427°

(七二五) から神龜四年(七二七)までの二  
年間の歲月をかけて、おもむろに、宇佐国の  
馬城峯山頂へ御遷座された。  
と想察される。(第六十五章へ八幡神が肥後  
国から宇佐国へ降ってゆかれる経緯について  
の項において既述)

また、すでに述べたように、  
(イ) 三女神は、天上の国(肥後国)から、宇佐  
国(馬城峯山頂)へ至り、――――女らに壬申  
(六七二年)  
乱後、宇佐国から宗像へ降ってゆかれ  
た。  
(ロ) もとはといえ、聖武天皇の天平六年(七三四)  
に、三女神の分霊が、再び元の馬城峯の山頂  
へ勧請された。  
ように思われる。(第六十五章へ八幡神が肥後  
国から宇佐国へ降ってゆかれる経緯について  
の項において既述)

すなわち、天平勝宝元年(七四九)当時、  
宇佐国の馬城峯山頂に、



3443<sup>P</sup>

5,326<sup>P</sup>

神戸についた  
「宇佐神宮由緒記」20<sup>P</sup>  
馬城峯山頂  
神社大観  
5312<sup>P</sup> 5317<sup>P</sup> 3434<sup>P</sup> 559<sup>P</sup>  
「まて」 5367<sup>P</sup> 3427<sup>P</sup>

かん(お) 云  
勸請 494<sup>P</sup>  
3427<sup>P</sup> 6行 三女神  
宇佐→馬城

① 八幡大神  
② 比咩神(三女神)  
が祭られていたのであらう、と推察される。

米

幡神と比咩神(三女神)は、海路にて神戸の岬へとお着きになつた。

ここに石川年足らが、兵士をひきいて出迎え、神の前後の警護を行なつた。

十二月、八幡神は、大和国(奈良県)へ

は、いり平群郡で宮廷の官人たちに迎えられた。なお、八幡神は生駒山の山塊の東側を流る竜田川添いの狭隘な平群谷の奥深くへ赴き、そしてこの地で宮廷の官人たちに迎えられた。

のではなからうか、と想像される。

肥後国の菱形は、合志の西方、熊ノ岳の山塊の東側に沿つて流れる井芹川上流にある。

井芹川

の地図

域







H29(2017)1016(月)~10.21(土)9日

正T H9.6.23(月)  
H6.2.12(土)⑥  
T

5,328<sup>P</sup>

3-51<sup>P</sup>  
向 3-52<sup>P</sup>  
③ 3444<sup>P</sup> **改訂**

られた。さらにこのとき、<sup>うさ</sup>宇佐八幡宮の<sup>ねい</sup>福宜<sup>主</sup>  
大神杜女に<sup>ト</sup>ト<sup>ル</sup>從四位下、主神司大神田麻呂に<sup>かん</sup>かん<sup>つ</sup>つ<sup>か</sup>か<sup>き</sup>き<sup>お</sup>お<sup>ほ</sup>ほ<sup>か</sup>か<sup>の</sup>の<sup>た</sup>た<sup>ま</sup>ま<sup>う</sup>う  
は外從五位下が授けられた。(続紀。第六十  
五章へ大仏と宇佐神宮の項において既述)

\*



改行

改行

だいたい人の  
大上天皇 397  
前々 1474  
皇太后 5,329P-1/3

こと  
前々 4月8日 読者のアキ 2-160P 下左  
大仏の高さ 5324-55  
奈良の部 220P 3月14日  
749年 誕生会 3444 大仏の誕生会  
751年 4月8日

大仏誕生会については不明  
天平勝宝四年（七五二）三月十四日から  
の鑄造が開始され、翌月の三月十四日から  
始められた鍍金がまだ終らない四月九日に、  
大仏開眼会が行なわれた（写真図版789）東寺金堂大仏殿  
開眼というのは、仏像作成の最後に瞳を描  
いて、仏像に魂を入れることである。したが  
って、開眼会というのは完成式のことである。  
ただ、鍍金はまだ完了して、なかつた。顔  
の部分ぐらいだけが出来ていたのではなかつた  
ろうか。  
当日、聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天  
皇の三人は、大仏の前に着座し、文武百官が  
その背後にならんだ。開眼の導師とされた婆  
羅門僧正菩提は、天平の遣唐使とともに来朝  
したインド僧である。  
菩提は、大仏の正面に設けられた高い台の  
上へ登って、台の上には、直径四



- ・カラー
- ・右頁の上半分。左右に限度一杯はみ出して掲載下さい。
- ・出来るだけ明るくお願いします。

5.329P- 2/3

5.329P- 2/3



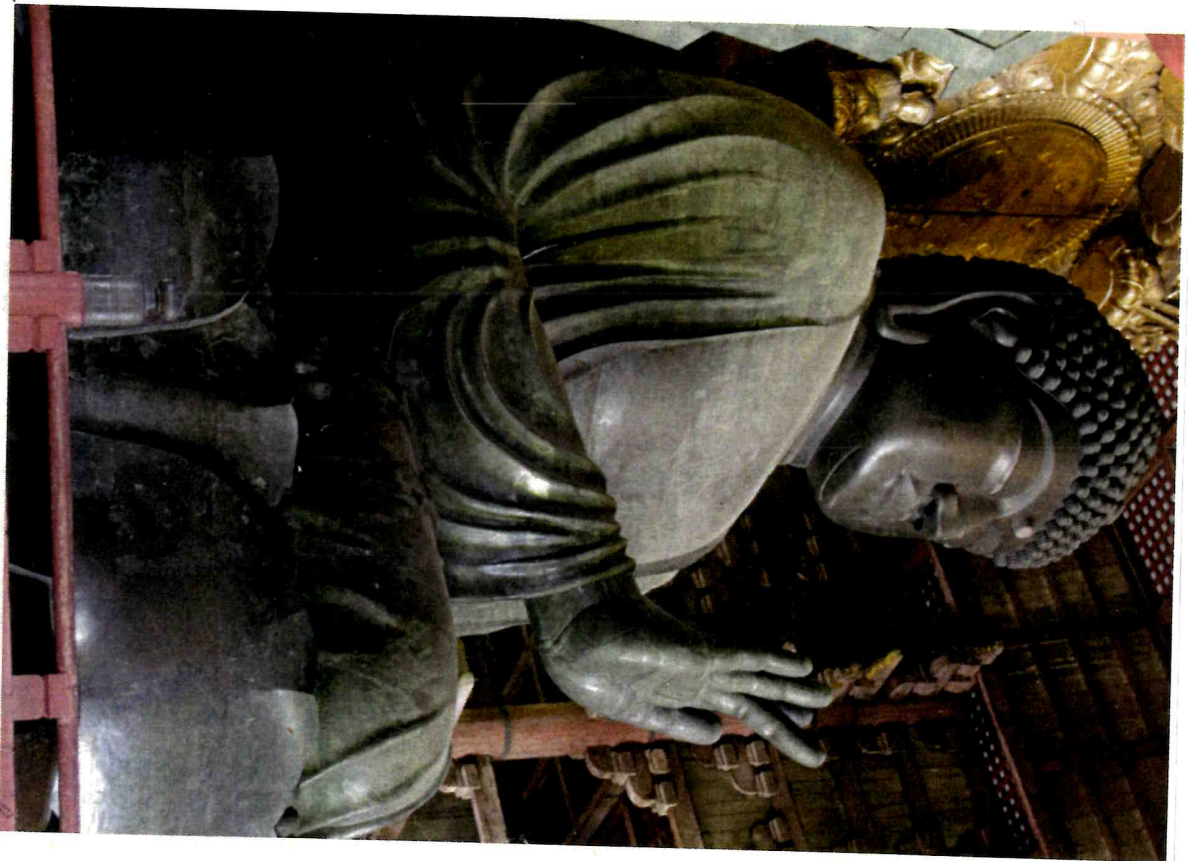
132G 142G 写真図版 789 東大寺金堂 (大仏殿)

日本美術全集 第4巻 『南都七大寺』 上原昭一 学習研究社 1989年12月1日第10刷発行 No18参照 684P



- ・カラー
- ・左頁全面に、限装一杯はみ出して掲載下さい。
- ・出来るだけ明るくお願ひします。

5,329<sup>p</sup>-3/3



685

1304 神社と日本人 島田裕巳 宝島社、2014年5月15日発行、36頁参照。

1404 聖真図版 790 東大寺盧舎那仏像 (奈良の大仏・国宝) (まだおろす)







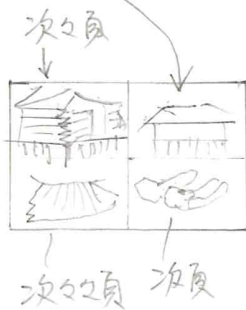
5,330P - 2/5

カット

カット

- ・カラー
- ・左右に限度  
一軒はみ出して  
大きく掲載  
下さい。

・右頁の上半分。



・上下は通宜  
カットして下さい。

130G

140G

写真図版 791 正倉院 (正面)

『日本美術全集』第3巻、東大寺・正倉院と興福寺、小学館、2013年9月2日発行、No.94参照。  
 ・東大寺大仏殿の北西にある木造大倉庫。寄棟造瓦葺きの大屋根をかける。 687P



・カラー  
・右頁の  
下方に、  
大きく  
掲載  
下さい。

5,330<sup>P</sup> - 3/5



14GG

13GG

写真図版 792 赤い履物 『衾御礼履』 正倉院宝物 南倉66

『日本美術全集』第3巻 奈良時代Ⅱ 小学館 2013年9月2日発行 No. 103 214頁 249頁参照

12GG

・本品は、天平勝宝4年(752)4月9日、大仏開眼会の際に、聖武太上天皇が履いておられたものと伝わる。  
・形状は、爪先が上に反り上がり、先端が2つに分かれている浅形の履である。履の表面には赤色に染めたスエード状の牛革が使用され、内面には柔らかい素材の鹿革が合わされている。正倉院に伝わる革履のなかでもっとも華やかな品として知られる。

688<sup>P</sup>



5,330P- 4/5

- ・カラー
- ・大きく掲載下さい。
- ・左頭の上半分。



左頭は板倉  
中央は板倉  
右部は、北・中・南の3倉に分かれている。

13QG

14QG 写真図版793 <sup>しょうそういん</sup>正倉院 (近景) <sup>きんけい</sup>

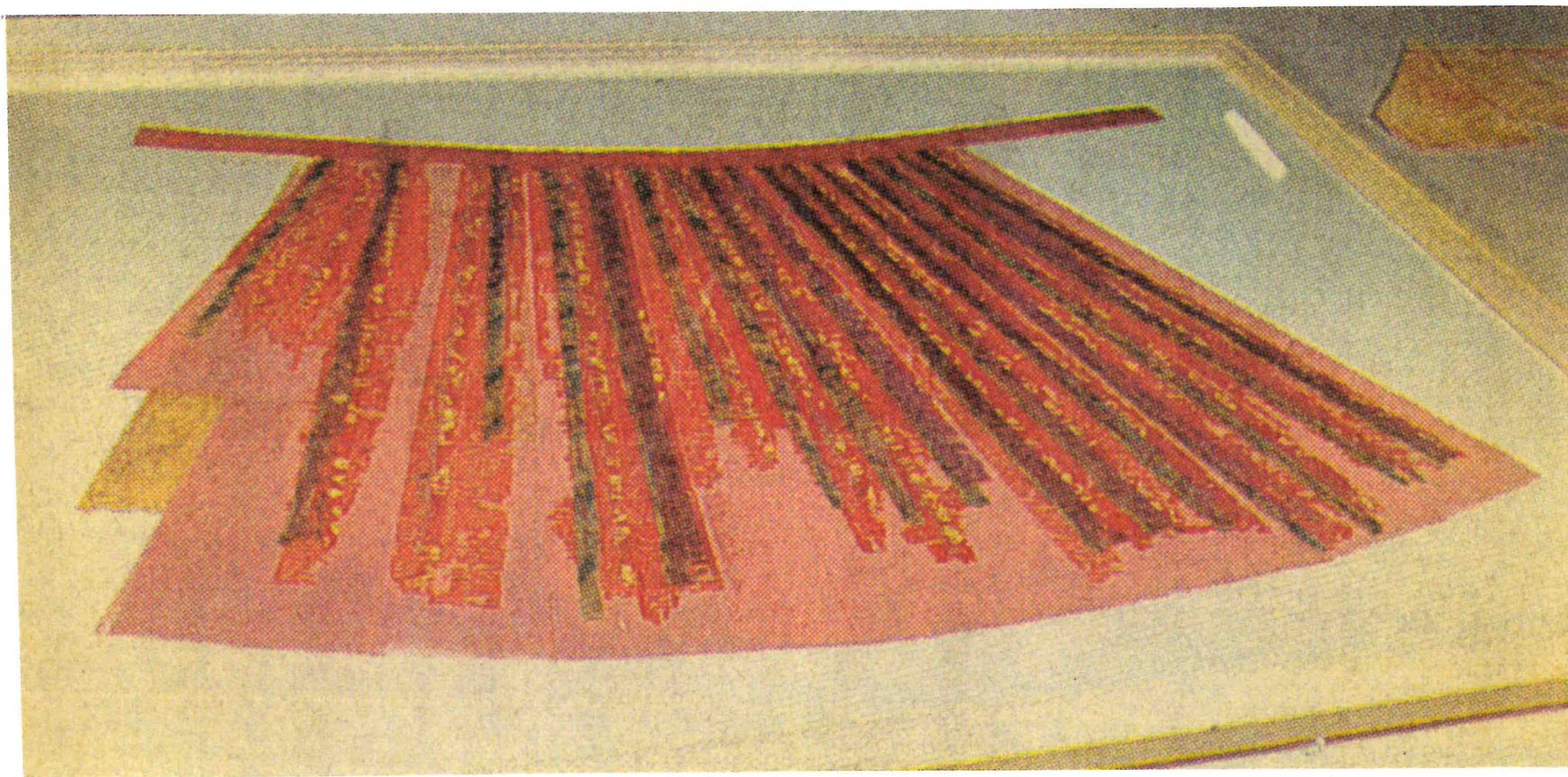
『日本美術全集』第4巻 東大寺と平城京 講談社 1990年5月30日発行 No. 42 参照 689P  
12QG <sup>あせくら</sup>左右は校倉 <sup>いたくら</sup>中央は板倉 内部は <sup>あせくら</sup>北・中・南の3倉に分かれている。南北32.7m <sup>いたくら</sup>東西9m <sup>あせくら</sup>高さ14m <sup>いたくら</sup>床下2.5m



・カラー

・左頁の下方に、大きく掲載下さい。

5,330<sup>p</sup> - 5/5



(奈良国立博物館で)

1489

1389

写真図版 794 正倉院展で初公開された 古代女性のスカート

『朝日新聞』平成4年10月31日付、「奈良の流行：巻きロング」正倉院展で初公開参照。

1289

- ・かなり傷んでいるものの、紫や緑色など4色の絹布が残っており、特に赤はいまなお鮮やか。正倉院の南倉にあった。
- ・幅3~4cmの縦長4色の布を縫い合わせ、上端に長さ約1.4mの紐をつけている。
- ・裾は傷んでいるが、現状の丈は87cm。

690<sup>p</sup>



5017<sup>P</sup>-1/2

5.331<sup>P</sup>-1/2

紀下 415 頁 新へ  
紀下 416 頁

こと 5329<sup>P</sup> 1/3 8 斤

仏し香取忠彦、草思社、ハニ頁参照）  
量りょうの銅どうは、どこから集あつめられたのたろうか。  
それは定かでない。  
一かあるいは、各地かくちに保管ほかんされていた銅どう剣けんや銅鏡どうきやうなどのうち、銘めいのあることが判明はんめいしたものの等らうが東大寺とうだいじへ集あつめられ、溶とかされて、大仏だいぶつの鑄型ちゆうがたに流ながし込まれたのかも知れない。  
既に述べたとおり、天武紀三年（六七四）  
八月三日条には、  
「すさかべのみこ 忍壁皇子にんへきみこを石上神宮いそののみやに遣わし、膏油かうゆで神室しんぼうを磨みがかせた。その日に勅みことのりし、元来諸家のものであつて、石上神宮の神府かみくらに貯えられてきた宝物たからものを、今皆其の子孫いまみなそのこに還かへせよ」とい  
われた。  
とある。  
油で磨みがいて、銘めいの無いものは返却へんきやくしたが、銘めいのあるものは返還へんかんされたものであろう。  
恐らく、金・銀・銅・鉄等それそれに分けられ、特に金製品や、銅剣・銅鏡などは



⑤5330<sup>1</sup>/<sub>5</sub> 奈良の大仏 体は250.2トン  
5.331-<sup>2</sup>/<sub>2</sub>

⑥1.114<sup>1</sup> 9口の史256<sup>1</sup>

改行

改行

平城へ運ばれ、天照大神とも仰ぐ大仏にその姿を変えたのであらう、と推察される。

\*

かつて

ここに思い起されることがある。

秦始皇帝は人民が武器を持つのを禁じた。そして、天下の武器を咸陽に集め、

これを溶かし、鐘鐻(鐘など)をかける台の金人(銅製の大きな人形)を十

二体つくった。金人の重さは、おのおの千石

(三十石)もあった。

という。(第十四章「秦」の項において既に述べ)

にされたのかも知らない。

にされたのかも知らない。

にされたのかも知らない。

にされたのかも知らない。

にされたのかも知らない。

\*



宇佐神宮由緒記 48<sup>4</sup> 仕奉 爲来 952<sup>2</sup>  
 ③3446<sup>1</sup>-1/3 ④3446<sup>2</sup>2/3~ 5,332<sup>P</sup>

宇佐八幡宮・石清水八幡宮

■この物語では、これまでたびたび述べた

うに、

①天照大神は、神功皇后のことであり、

②天照大神(神功皇后)の男弟である月読尊

の姫は、応神天皇なのであろう、

と解釈してきた。(第一表参照)

■八幡神(つまり応神天皇)は、大仏(すなわ

ち天照大神)の開眼会にどうしても列席した

いと考えて、宇佐国から東大寺へ向かわ

れたのであろうと思われる。

遠来の客である八幡神は、大仏開眼会に臨

席された後も、長らく逗留され、何と、

十五年間も滞在された後に、奈良から伊予の

宇和の嶺を経て、宇佐へお還りになったのだ

った。(宇佐神宮由緒記)宇佐神宮序、四八

頁参照)

・大切な客人を、できるだけ長くお引き留



H11.12  
H9.6.23  
H6.2.13 (田)

宇和 地籍 239' 宇和 敷生 不明  
宇和 村 宇和 69' 71'  
③ 3427' 同文  
④ 5329' 767  
752  
⑤ 3446' 1/3 755

たす  
おぬえ

めするのが礼儀である  
と考えられたのであろう。(既述)  
・さらに、八幡神(応神天皇)は、三女神  
へ天照大神の御子)と共に、伊勢国の天照大  
神の宮をはじめとする諸宮をお訪ねになり、  
その後、宇佐国へお還りになつたのではなか  
らうか、  
などと想像される。  
↑↑↑↑ハ幡神が大仏開眼会(七五二)に御  
臨席され、一十五年間滞在の後、奈  
良から伊予の宇和嶺を経て、宇佐へお歸りに  
なつた丁度その頃(七六七頃)のことであつた  
「神護景雲年間(七六七し七六九)に、大  
宮司宇佐地宇が、現本宮のすぐ東側の大尾山  
の山上に御殿を造り、この大尾神社に八幡神  
を御鎮祭した」といふ。  
宇佐地宇は、大尾山の山頂にハ  
幡神の御殿と、三女神の御殿とを並べ建てて



④3429<sup>7</sup>同文

5,334<sup>7</sup>

止める 2,611<sup>7</sup>

新(10)-168<sup>7</sup>

尚鏡 ④3428<sup>7</sup>

御鎮祭一たのであろう。

■こうーのち、神護景雲三年(七六九)和

気清鷹はこの大尾山の宮殿に於て神託を受け

たのである。(「宇佐神宮由緒記」宇佐神宮

庁、四八頁参照)

■そーて延暦元年(七八二)

八幡神は現在

の龜山の日本宮へ遷されたが大尾山の山

頂に八幡神の分霊が止められ大尾神社(長

社)とされたのだった。(「宇佐神宮由緒記」

宇佐神宮庁、四八頁)

■このようにして現在の通り宇佐神宮

日本宮の一え御殿に八幡大神(応神天皇)

ニえ御殿に比売大神(三女神)が鎮座された

のであろう。

■またその後の弘仁十四年(八二三)御

神託によつて神功皇后が三え御殿に鎮祭さ

しに八幡三所として三殿の御鎮座となる。

↑↑↑↑(第六十五章欽明天皇へ八幡神が肥

後国から宇佐国へ降つてゆかぬ経緯につ

て✓の項において既述)

前15行



H39(2018)11.26(月)~11.27(4回)

H9.6.23(月)  
H6.2.15(火)⑤  
P

H元7.15 ⑤ 3460  
⑤ ⑤

5,335P

「23に」⑤5333P

文武二帝(672)治世~710年迄  
龜山に鎮座と述べて、⑤3397

下11/27  
1/26

\*

佐神宮子、四良参照)

が創祀といふ。こゝで

(「宇佐神宮」宇

・僧行教が導師となり、宇佐の田中坊が御伴を

ハ幡宮の項において既述)

行なわした。(「第六十五章欽明天皇ハ石清水

を選んで、分霊石清水ハ幡神の鎮祭が勅命で

○その後、清和天皇の貞観二年(八天

\*

内には御鎮まりになった。この頃、山城国男山の地

「天照大神」の分霊が勧請され、三え御殿の

宮へ、御神託により、再び、神功皇后

功皇后が鎮座しておいでになった。龜山(かつての内

平城遷都(七一〇)以前に天照大神(神

なお



やうふん  
憂憤 元2250<sup>P</sup>

日本史 481<sup>P</sup>

5,336-1/2

日本史 481<sup>P</sup> 百科 ⑭-539<sup>P</sup>  
形式(701~756) ⑤ 5316<sup>P</sup>

とわりのう  
金親王 元1612<sup>P</sup>  
大炊王 後紀 ③-139<sup>P</sup>

# 淳仁天皇

しゅんたんの

淳仁天皇(七三三〜七六五。在位七五八し

七六四)は、日本書紀を撰進した舎人親王の

第七子で、天武天皇の孫に当る。諱を大炊王

という。

七五七年、聖武天皇(七〇一〜七五六)の

遺詔によって立太子した道祖王が廃され、大

炊王が皇太子となった。

(藤原仲麻呂(武智麻呂の子)に擁立され

翌七五八年、大炊王(淳仁天皇)は孝謙

天皇の譲りを受けて即位された。(淳仁天皇)

だが、七六二年、孝謙太上天皇と天皇との

間には決裂した。

七六四年の藤原仲麻呂の乱後、廃位

淡路に流され幽閉されたのそこで淡路

廃帝、淡路公などと称される。

翌年の七六五年、幽憤にたえず脱出を試み

たが捕えられ、その翌日没した。三五歳。陵

墓は、兵庫県三原郡南淡町賀集にあり、淡路

地名 1517<sup>P</sup>

賀集

新村 121<sup>P</sup>

たかみ 賀集とある

かーとー



5,336<sup>P</sup>-3/2

陵りやうとめいじいう。

明治三年めいじ（一八七〇）、いんたん淳仁天皇とあきりな諡した

という。（「世界大百科事典」平井社、八

仁天皇✓。「日本史辞典」東京創元社、八

仁天皇✓参照）

＊



光明皇后 199頁 系図

46.2.16 (水) ⑤

続紀 録(4)  
-309 383

増鏡 107P 荒筋 ② 258-1/2  
白5-27

③ 3454-5/版 5.337-1/2 ④ 5124-5339 ⑤ 5124-3/2

白5-26  
5339

天皇家  
なせりせ 76  
⑤ 5124-3/2

皇女 16冊 216P  
白科 ④ -179P  
皇女 735P  
皇女 49P

皇女 16冊 216P  
白科 ④ -179P  
皇女 735P  
皇女 49P

皇女 1455P  
皇女 15P

天武系の子孫は多数あられたにもかかわらず天智系の

天武系の天皇から、天智系の天皇へ  
七十四年の藤原仲麻呂の乱後、孝謙太上天  
皇は、淳仁天皇を廃して重祚された。称徳天  
皇である。  
称徳天皇は、  
最適任者がやがて必現ゆゑ  
とて皇嗣を定めないうまま病の床につき、宝  
亀元年(七七〇)八月四日、西宮の寝殿にお  
いてお崩れになった。時に、五十三歳であつ  
た。一「続紀」上。第六十五章へ弓削道鏡。  
第八十九章へ吉野の会盟の項において既述  
\*もつとも、増鏡は「五十七歳崩」とする(後述)  
その日、宮中に大臣以下の重臣が参集、協  
議して白壁王を皇太子に定め、一称徳天  
皇の遺宣として発表した。  
皇太子に立てられた白壁王は、天智天皇の  
皇子施基親王(茅渟皇子)の第六子で、聖武  
天皇の皇女井上内親王を妃としておられた。  
二月後の同年十月一日に即位された光仁  
天皇は、この時六十二歳という高齢であつた。

光明皇后 269P 光明子生母中白壁王  
皇太子にたとい

699P  
5339-2/2

新刊 ④ -215P



60 143  
59 84  
59 59

原文  
紀上 317<sup>P</sup>

71 84  
8 21  
63 63

5,337<sup>P</sup> - 3/2 449<sup>P</sup> - 1/2  
新 768<sup>P</sup>  
162<sup>P</sup>  
改行

なせなせ 223<sup>P</sup>

とあり、天皇崩<sup>ス</sup>於高<sup>ニ</sup>廣<sup>ニ</sup>穂<sup>ニ</sup>宮<sup>ニ</sup>。時<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>百<sup>ニ</sup>六<sup>ニ</sup>歳<sup>ニ</sup>し

とある。参考迄に述べると、  
高<sup>ニ</sup>廣<sup>ニ</sup>穂<sup>ニ</sup>宮<sup>ニ</sup>で即位された諸天皇について、次のよ  
うな見解がある。  
「最高齢で即位した天皇は景行天皇で、な  
んと八十四歳であつた。そして約六十年在位  
されたという。おぼろな天皇なので、現実性  
はな<sup>ニ</sup>い<sup>ニ</sup>。継<sup>ニ</sup>体<sup>ニ</sup>天皇の五十八歳、綏<sup>ニ</sup>靖<sup>ニ</sup>天皇の五  
十二歳、崇<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup>天皇の五十二歳も定かでない。  
（紹<sup>ニ</sup>運<sup>ニ</sup>録<sup>ニ</sup>・水<sup>ニ</sup>鏡<sup>ニ</sup>等から、斉<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>天皇の六十二歳  
て逆算）光<sup>ニ</sup>仁<sup>ニ</sup>天皇の六十二歳、孝<sup>ニ</sup>徳<sup>ニ</sup>天皇の四  
十九歳、元<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>天皇の四十六歳、桓<sup>ニ</sup>武<sup>ニ</sup>天皇の四  
十五歳は現実味がある」  
という。（「歴史読本」新人物往来社、第二  
十九巻第十八号、二三頁参照）  
なるほど、景行即位前紀によつて、垂<sup>ニ</sup>仁<sup>ニ</sup>三  
十七年（西暦八年）に二十一歳で立太子され  
たとすると、——景行天皇は、景行元年（七  
一）に八十四歳で即位されたことになる。  
とある。景行紀六十年十一月七日条に、



小太 977

5124<sup>P</sup> - 1/2

5,338<sup>P</sup>

天智 668 68  
神 661 61  
1 655 55

天明 7 年に 68 才 62 才 即位 62 才  
紀下 350<sup>P</sup>

668 68  
7 661 61  
天明 (655) 55 才

紀上 316<sup>P</sup> 臣

60/106  
1/47  
59/59

景行天皇は、  
何代目かの垂仁天皇の三十七年に二十一  
歳で立太子し、四十七歳で即位され、景行  
六十年に百六歳で崩御されたのであろう。  
と推察される。(「日本書紀」(上) 日本古典文  
学大系、岩波書店、三一六頁至五参照)  
また、斉明天皇は、斉明元年(六五五)に  
五十五歳で、斉明七年(六六一)に六十  
一歳でお隠水になり、天智七年(六八八)に  
六十八歳で薨去されたのであろう。(既述)  
景行天皇・斉明天皇はともかくとして、  
何故、光仁天皇は六十二歳という高齢で皇太  
子となり、即位されたのであろうか。  
あるいは、先述のように、  
天武天皇八年(六七九)の吉野での盟約  
に従って、天智天皇の子孫達のうちの  
誰かが、この年(七七〇)、天皇位につくこ  
とになっていた。  
のではあるまいか。(第八十九章「吉野の会盟」  
の項において既述)  
この時の選出に当って、



H9.6.24(火)  
H6.2.17(木)⑥  
→

きょう 元583°  
奉行 伊賀守とてりつじとて  
8月4日 ⑤5337-1/2 5,339<sup>P</sup>-1/2

り 懐八 12°  
⑤5124 -3/2  
懐八 21°  
もる 葛野王 当事者  
云1568  
その事件に直接  
関係をもつ人

壬申乱の当事者であつた曰大友天皇の子  
孫は除かれ、  
吉野の会盟に加わつていたとはいえ、  
密告した曰河島皇子の子孫も除外され、  
吉野の会盟に加わつていた曰基親王の子孫も除外され、  
基親王の子孫のうち、天智天皇と血筋的に  
最も近い白壁王(光仁天皇)が、  
六十二歳という高齢にもかかわらず、天皇位  
につかれることになつたのかも知れない。  
そこで、称徳天皇がお隠小になつた宝亀元  
年(七七〇)八月四日、称徳上皇は、  
臣以下の重臣を呼び寄せ、協議して白壁王を  
皇太子と定め、  
称徳天皇の曰遺宣と  
して発表し、その二ヶ月後の十月一日に即位  
の儀式を奉行されたのであろう、と想像され  
る。  
ともあれ、天智系の光仁天皇が皇位に即い  
て、後代の天皇の祖となられたであつた。



新Y(1)-214  
 ⑦255<sup>P</sup> 770 537  
 ⑧5325-1/3 718 1  
 5252

5,339<sup>P</sup>-2/2 ⑦5336<sup>P</sup>-3/3

⑦258<sup>P</sup>-1/2

\*

とある。  
 ■八称徳天皇は、宝亀元年（七七〇）、五十  
 三歳の時、吉野の会盟の誓いを実行す  
 る為、自ら退位され、  
 に五十七歳で崩御されたのであろう。  
 と拝察される。（この物語の荒筋、第三編、  
 へ吉野の会盟の項において既述）

なお、日続日本紀に八称徳天皇の宝亀元年  
 （七七〇）八月四日条に、  
 「（称徳）天皇、西宮の寝殿に崩す。春秋  
 五十三  
 と記されているが、  
 条には、  
 「（称徳天皇）天下を治給こと五年。五十  
 七歳をましましき」  
 増鏡に八称徳天皇



主箱 ④ 4828<sup>9</sup> 9行

5,340<sup>P</sup> - 1/2

続紀録(4) - 311<sup>P</sup> ~ 313<sup>P</sup>

続紀(6) ⑤ - 35 ~ 36<sup>P</sup>

⑤ 5701<sup>P</sup> 肥後口が白龜

年 5 元 754<sup>P</sup>

続紀(6) ⑤ - 35<sup>P</sup>

大カニ 1540<sup>P</sup>  
白龜 2599<sup>P</sup>  
尾 手 カ

白龜

光仁天皇は、即位と同時に、口宝龜と  
いう年号に改元された。

続紀、光仁天皇の宝龜元年（七七〇）十月

一日糸に、こう記されている。

「天皇の位に大極殿に即きたまふ。元を宝

龜と改む。詔して日は、バ、今年八月五日

肥後国葦北郡の人日奉部広主売白龜を献

りき。また、同月十七日、同国益城郡の人

山稻主白龜を献りき。此は則ち並びに大瑞に

合へり。故天地の祝へる大瑞は受け賜はり飲

み受け賜はり貴ぶべきものに在り。是を以て

神護景雲四年を改めて、宝龜元年となす

とある。

あるいは、

へ八月中、二度も、たつて、口大倭国にへか

つての邪馬台国に白龜が出現した。これは

則ち並びに大瑞である。そこで、口宝龜元年



三代実録(後)380-1<sup>P</sup>

読史録(4)391<sup>P</sup>

続紀(6)5-78<sup>P</sup>

5690<sup>P</sup>

5,340<sup>P</sup>-7/2

続紀(4)-215<sup>P</sup>

続紀(6)4-161<sup>P</sup>

とある。

米

と改めた  
のであらうか  
といふことであつたらうか  
■尚 白亀は、肥後国にたびたび出現した  
うである。  
●続紀、称徳天皇の神護景雲二年(七六八)  
九月十日条に、  
「七月十一日、肥後国葦北郡の人刑部云瀬々  
か、白亀の赤い眼をいたものを献じた。史記  
に、神亀は天下の宝なり。物と変化して四時  
色を変ず。云々」  
といふたことが記されてゐる。  
●続紀、光仁天皇の宝龜三年(七七二)十月  
十一日条に、  
「肥後国葦北郡の家部島吉、八代郡の高分  
部福那理、各白亀を献ず。云々」  
とある。  
●三代実録、清和天皇の貞観十八年(八七六)  
九月九日条に、  
「肥後国合志郡の奈我神社の河辺において  
日下部辰吉が白亀を見つけて献上した」  
とある。